

第65回北海道・東北ブロック民俗芸能大会実行委員会

日 時 令和5年10月28日(土)

17:00~18:00

場 所 恵庭市民会館1階 第1会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

(1) 北海道教育庁文化財・博物館課長 菅野 泰之

(2) 文化庁文化財第一課芸能部門文化財調査官 山中 千紗子

3 出席者自己紹介

4 協議

(1) 大会日程及び運営について

(2) 大会表彰(個人表彰)について

(3) 次期大会の開催道県について

(4) その他(意見交換)

5 その他

6 閉会

第65回北海道・東北ブロック民俗芸能大会実行委員会
出席者名簿

所 属		職 名	氏 名
文化庁	文化財第一課芸能部門	文化財調査官	山中 千紗子
青森県	教育庁文化財保護課	課長代理	飯田 貴志
	教育庁文化財保護課	主 事	佐々木 太郎
岩手県	岩手県文化財保護審議会	委 員	東 資子
	文化スポーツ部文化振興課	総括課長	武蔵 百合
	文化スポーツ部文化振興課	主任主査	濱守 豊司
	文化スポーツ部文化振興課	主 任	高橋 かおる
宮城県	宮城県文化財保護審議会	副 会 長	川島 秀一
	教育庁文化財課	課 長	高橋 栄一
	教育庁文化財課	技 師	遠藤 健悟
秋田県	秋田県文化財保護審議会	委 員	高橋 正
	教育庁生涯学習課文化財保護室	室 長	五十嵐 一治
	教育庁生涯学習課文化財保護室	学芸主事	石川 和良
山形県	山形県文化財保護審議会	副 会 長	菊地 和博
	観光文化スポーツ部文化財活用課	課 長	大澤 修一
	観光文化スポーツ部文化財活用課	主 事	荒木 涼
福島県	福島県文化財保護審議会	委 員	丹野 香須美
	教育庁文化財課	課 長	平山 茂樹
	教育庁文化財課	文化財主査	大和田 樹
北海道	北海道文化財保護審議会	副 会 長	角 美弥子
	教育庁生涯学習推進局文化財・博物館	課 長	菅野 泰之
	教育庁生涯学習推進局文化財・博物館	課長補佐	清水 厚次
	教育庁生涯学習推進局文化財・博物館	主 査	菊地 梢

第 65 回北海道・東北ブロック民俗芸能大会 実行委員会規約

(名 称)

第 1 条 この会は、第 65 回北海道・東北ブロック民俗芸能大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 実行委員会は、第 65 回北海道・東北ブロック民俗芸能大会（以下「大会」という。）を開催するために、必要な事業を行うことを目的とする。

(事 業)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 大会の開催に必要な総合企画に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組 織)

第 4 条 実行委員会は、各道県の無形民俗文化財担当の文化財保護審議会委員及び文化財行政担当課長等をもって充てる。

(役 員)

第 5 条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
 - (2) 副委員長 1 名
 - (3) 監 事 1 名
- 2 委員長は、北海道教育委員会教育長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、北海道文化財保護審議会委員をもって充てる。
 - 4 監事は、北海道教育庁総務政策局総務課長をもって充てる。

(役員の仕事)

第 6 条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の財務を監査する。
- 4 双方代理となる事項については、第 1 項の規定にかかわらず、委員長がその職務を副委員長に委任する。

(任 期)

第 7 条 役員及び委員の任期は、実行委員会設立の日から実行委員会が解散する日までとする。ただし、委員長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

- 2 委員が就任時における所属機関等を離れた場合において、その委員は辞任したものとみなし、当該所属機関等の後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 3 委員長は、前二項の規定により委員の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(会 議)

第 8 条 実行委員会は、委員長及び副委員長及び委員により構成する会議によって運営する。

- 2 実行委員会の会議は、委員長が招集する。
- 3 会議は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 大会開催の総括的企画及び運営に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他重要な事項に関すること。
- 4 会議の議長は、委員長があらかじめ指名した者がこれに当たる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 実行委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 7 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任するか、又は、書面を持って議決に加わることができる。この場合において、前二項の規定の適用については、出席した実行委員とみなす。

(専決処分)

第 9 条 委員長は、会議を招集するいとまがないと認めるとき、又はその議決すべき事項のうち軽易なものについて、専決処分することができる。

- 2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第 10 条 実行委員会の事務を処理するため、北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(経 費)

第 11 条 実行委員会に必要な経費については、北海道が負担する。

- 2 実行委員会の経費は、次の収入をもって充てる。
 - (1) 負担金
 - (2) その他の収入

(予算及び決算)

第 12 条 実行委員会の収支予算については総会の議決により定め、収支決算については監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(解 散)

第 13 条 実行委員会は、大会事務の完了をもって解散とする。

(残余財産)

第 14 条 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、北海道教育庁に帰属するものとする。

(剰余金及び欠損金の処理)

第 15 条 実行委員会が解散するときに剰余金及び欠損金が発生する見込みとなった場合には、実行委員会の決定によりこれを処理しなければならない。

(事故の処理)

第 16 条 実行委員会は、第 3 条各号に掲げる事業に起因する事故が生じた場合は、委員等の協力を得てこれを処理しなければならない。

(解散後における事務の処理)

第 17 条 実行委員会の解散の後、大会に関する問い合わせその他の事務については、北海道教育庁において処理する。

(委任)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この会則は、令和 5 年 6 月 29 日から施行する。

第65回北海道・東北ブロック民俗芸能大会
実行委員会名簿

所 属	職 名	ふりがな 氏 名	備考
青森県	青森県文化財保護審議会	やまだ いつこ 山田 厳子	
	教育庁文化財保護課	さかもと たけひろ 坂本 雄大	
岩手県	岩手県文化財保護審議会	あずま もとこ 東 資子	
	文化スポーツ部文化振興課	むさし ゆり 武蔵 百合	
宮城県	宮城県文化財保護審議会	かわしま しゅういち 川島 秀一	
	教育庁文化財課	たかはし えいいち 高橋 栄一	
秋田県	秋田県文化財保護審議会	たかはし ただし 高橋 正	
	教育庁生涯学習課文化財保護室	いがらし かずはる 五十嵐 一治	
山形県	山形県文化財保護審議会	きくち かずひろ 菊池 和博	
	観光文化スポーツ部 博物館・文化財活用課	おおさわ しゅういち 大澤 修一	
福島県	福島県文化財保護審議会	たんの かすみ 丹野 香須美	
	教育庁文化財課	ひらやま しげき 平山 茂樹	
北海道	教育委員会	くらもと ひろし 倉本 博史	委員長
	北海道文化財保護審議会	すみ みやこ 角 美弥子	副委員長
	教育庁生涯学習推進局 文化財・博物館課	かんの やすゆき 菅野 泰之	事務局長 (委員)

【監事】

北海道	教育庁総務政策局総務課	課 長	おかうち まこと 岡内 誠	
-----	-------------	-----	------------------	--

第 6 5 回北海道・東北ブロック民俗芸能大会開催要項

- 1 名称
第 6 5 回北海道・東北ブロック民俗芸能大会
- 2 趣旨
北海道・東北地区に伝承されている民俗芸能を広く一般に公開し、その価値を周知するとともに、無形民俗文化財の保存・伝承及び文化財の公開による地域振興等に寄与する。
- 3 主催
北海道教育委員会
第 6 5 回北海道・東北ブロック民俗芸能大会実行委員会
- 4 共催
恵庭市教育委員会
- 5 補助
文化庁
- 6 協賛
全国民俗芸能保存振興市町村連盟
- 7 後援
・観光庁
・北海道新聞社、朝日新聞北海道支社、毎日新聞北海道支社、読売新聞北海道支社、(株)北海道通信社、NHK札幌放送局、HBC北海道放送、STV札幌テレビ放送、HTB北海道テレビ、UHB北海道文化放送、TVhテレビ北海道、地域FM放送 e-niwa、(株)メディアコム
- 8 会場
恵庭市民会館
恵庭市新町 1 0 番地 電話 0123-33-3171
- 9 日程
令和 5 年 1 0 月 2 8 日 (土) リハーサル
時間 午前 9 時～午後 5 時
令和 5 年 1 0 月 2 9 日 (日) 民俗芸能公開
開場 午前 9 時 開会式 午前 9 時 3 0 分
開演 午前 1 0 時 0 0 分 終了 午後 3 時
- 10 実行委員会の設置
大会を円滑に運営するために実行委員会を設置する。
- 11 出演団体
東北 6 県各 1 団体、北海道 2 団体の計 8 団体
- 12 入場料
無料とする。

タイムテーブル

【令和5年10月28日（土）】

- 1 リハーサル準備 9時00分～10時30分
- 2 リハーサル 10時30分～16時55分

時 刻	時間	道県名	出演団体名	備考
10:30 ～ 11:05	35分	北海道	恵庭すずらん踊り保存会	
11:10 ～ 11:45	35分	北海道	千歳アイヌ文化伝承保存会	
昼休み				
13:00 ～ 13:35	35分	宮城県	崎浜大漁唄込保存会	
13:40 ～ 14:15	35分	岩手県	八木巻神楽保存会	
14:20 ～ 14:55	35分	秋田県	鍋倉囃子保存会	
15:00 ～ 15:35	35分	山形県	鮭川歌舞伎保存会	
15:40 ～ 16:15	35分	青森県	嘉瀬奴踊保存会	
16:20 ～ 16:55	35分	福島県	藤の和芸能保存会	

※ 時間厳守でお願いします。

※ 時間には、準備及び撤収、ステージ担当との打ち合わせの時間を含みます。

※ 安全確認のため足元は本番と同じにしてください。

- 3 舞台・会場準備 17時00分～19時00分
- 4 実行委員会 17時00分～18時00分

【令和5年10月29日（日）】

- 1 開場準備 8時00分～9時00分
- 2 開 場 9時00分
- 3 開会式リハーサル 9時15分～9時25分

※ 出演団体代表者、実行委員は9時15分までに着席願います。

- 4 開 会 式 9時30分～10時00分
- 5 公 演 10時00分～15時00分

時 刻	時間	道県名	出演団体名	備考
10:00 ～ 10:30	30分	福島県	藤の和芸能保存会	
10:30 ～ 11:00	30分	青森県	嘉瀬奴踊保存会	
11:00 ～ 11:30	30分	山形県	鮭川歌舞伎保存会	
11:30 ～ 12:00	30分	秋田県	鍋倉囃子保存会	
昼休み				
13:00 ～ 13:30	30分	宮城県	崎浜大漁唄込保存会	
13:30 ～ 14:00	30分	岩手県	八木巻神楽保存会	
14:00 ～ 14:30	30分	北海道	恵庭すずらん踊り保存会	
14:30 ～ 15:00	30分	北海道	千歳アイヌ文化伝承保存会	

※ 公演時間には、準備・撤収の時間が含まれます。

北海道・東北ブロック民俗芸能大会表彰規程

(個人への感謝状)

第1条 各道県の文化財保護審議会委員で多年にわたり大会実行委員（以下「実行委員」という。）として尽力し、各道県の文化財保護審議会委員を退任した個人に対して感謝状を贈呈する。

2 感謝状を受ける実行委員は、開催年度の実行委員会で承認を得なければならない。

3 多年とは、概ね8年以上をいう。

第2条 実行委員以外で本大会の事業に協力し、特別の功績のあった個人に対して感謝状を贈呈することができる。ただし、前第2項に準ずる。

第3条 個人への感謝状の贈呈は、1回のみとする。

第4条 授与者は、実行委員会委員長（教育長）とする。

(団体への感謝状)

第5条 本大会に出演した芸能団体に感謝状及びペナントを贈呈する。

第6条 授与者は、実行委員会委員長（教育長）とする。

附 則

この規程は、平成8年10月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月27日から施行する。

個人への感謝状文

あなたは多年にわたり北海道・東北ブロック民俗芸能大会の実行委員として大会運営に携わり本地域の民俗芸能の保存継承に尽力されましたその功績はまことに顕著でありますここに深く感謝の意を表します

〇〇年〇〇月〇〇日

第〇〇回北海道・東北ブロック民俗芸能大会実行委員会委員長

〇〇道県教育委員会教育長 ○ ○ ○ ○

団体への感謝状文（ブロック大会）

あなたがたは第〇〇回北海道・東北ブロック民俗芸能大会に出演し多年にわたり民俗芸能の保存に尽くされた成果を遺憾なく発揮されましたここに深く感謝の意を表します

〇〇年〇〇月〇〇日

第〇〇回北海道・東北ブロック民俗芸能大会実行委員会委員長

〇〇道県教育委員会教育長 ○ ○ ○ ○

団体へのペナント文（ブロック大会）

〇〇年度第〇〇回北海道・東北ブロック民俗芸能大会出演記念

北海道・東北ブロック民俗芸能大会の開催道県について

回	年度	開催道県	会 場
第1回	34	宮城県	仙台市公会堂
第2回	35	岩手県	盛岡市谷村文化センター
第3回	36	福島県	福島市公会堂
第4回	37	秋田県	秋田県民会館
第5回	38	山形県	山形県民会館
第6回	39	青森県	弘前市民会館
第7回	40	北海道	札幌市民会館
第8回	41	宮城県	宮城県民会館
第9回	42	岩手県	岩手県公会堂
第10回	43	福島県	福島市公会堂
第11回	44	秋田県	秋田県民会館
第12回	45	山形県	山形県民会館
第13回	46	青森県	青森市民会館
第14回	47	北海道	札幌市民会館
第15回	48	宮城県	宮城県民会館
第16回	49	岩手県	岩手県民会館
第17回	50	福島県	福島県文化センター
第18回	51	秋田県	秋田県民会館
第19回	52	山形県	山形県民会館
第20回	53	青森県	青森市民会館
第21回	54	北海道	札幌市民会館
第22回	55	宮城県	仙台市民会館
第23回	56	岩手県	岩手県民会館
第24回	57	福島県	福島県文化センター
第25回	58	秋田県	秋田県民会館
第26回	59	山形県	山形県民会館
第27回	60	青森県	八戸市公会堂
第28回	61	北海道	札幌教育文化会館
第29回	62	宮城県	仙台市民会館
第30回	63	岩手県	岩手県民会館

回	年度	開催道県	会 場
第31回	元	福島県	福島県文化センター
第32回	2	秋田県	秋田県民会館
第33回	3	山形県	山形市民会館
第34回	4	青森県	弘前市民会館
第35回	5	北海道	札幌市民会館
第36回	6	宮城県	仙台市民会館
第37回	7	岩手県	水沢市文化会館
第38回	8	福島県	福島県文化センター
第39回	9	秋田県	大曲市民会館
第40回	10	山形県	山形県民会館
第41回	11	青森県	ふるさと交流圏民センター
第42回	12	北海道	北海道立総合体育センター
第43回	13	宮城県	宮城県民会館
第44回	14	岩手県	花巻市民会館
第45回	15	福島県	福島県文化センター
第46回	16	秋田県	秋田県民会館
第47回	17	山形県	山形市民会館
第48回	18	青森県	下北文化会館
第49回	19	北海道	江別市民会館
第50回	20	宮城県	多賀城市民会館
第51回	21	岩手県	北上市文化交流センター
第52回	22	福島県	福島県文化センター
第53回	23	秋田県	大仙市大曲市民会館
第54回	24	山形県	天童市市民文化会館
第55回	25	青森県	八戸市公会堂
第56回	26	北海道	小樽市民会館
第57回	27	宮城県	仙台市民会館
第58回	28	岩手県	岩手県民会館
第59回	29	福島県	とうほう・みんなの文化センター
第60回	30	秋田県	秋田ふるさと村

回	年度	開催道県	会 場
第61回	元	山形県	やまぎんホール
第62回	2	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、延期	
第63回	3	同上	
第64回	4	青森県	三沢市公会堂
第65回	5	北海道	恵庭市民会館